

東日本大震災対策資金 略称：府震災 のご案内

この制度は、東日本大震災に起因して売上げが減少している府内中小企業者の経営の安定に必要な資金を融資するものです。

1. 利用資格

府内において事業を営んでいる中小企業者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令第2条第3号に該当するものに限る。）から第3号までのいずれかに該当するものとして市町村長の認定を受け、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。（注-1）

中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第1項に定める

- ・ 資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、個人
 - ・ 常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
 - ・ 中小企業等協同組合等（窓口でご確認ください。）
- なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

特定被災区域外の事業者 法第128条第1項第2号 関係（注-2）（注-3）

- (1) 特定被災区域において事業を行っている震災前からの取引先事業者が、東日本大震災に起因して事業活動の縮小等を実施していることにより、震災発生後の最近3ヵ月間の売上高等（注-4）が前年同期に比べて10%以上減少している方。
- (2) 東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、またはイベント自粛によって、震災発生後の最近3ヵ月間の売上高等（注-4）が前年同期に比べて15%以上減少している方。

特定被災区域内の事業者 法第128条第1項第1号 関係（注-2）

特定被災区域において震災前から継続して事業を行っている方で、東日本大震災の影響を受けた後、震災発生後の最近3ヵ月間の売上高等（注-4）が前年同期に比べて10%以上減少している方。

中小企業等協同組合等 法第128条第1項第3号 関係

中小企業等協同組合等、中小企業者を直接または間接の構成員としている団体で、構成員のうちに、の中小企業者を含む方。

ご注意：市町村認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

- (注-1) 認定書の有効期間は30日以内です。有効期間内に融資をお申込みください。認定要件についての詳細は、市町村金融担当課へお問い合わせください。
- (注-2) 特定被災区域とは、東日本大震災により災害救助法が適用された市町村のうち政令で定める区域です。（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）詳しくはお近くの市町村または府信用保証協会にご確認ください。
- (注-3) 市町村長への認定申請に際して、売上等の減少が東日本大震災に起因することについての理由書が必要です。
- (注-4) 売上高等とは、売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高）を指します。なお、震災発生後の最近3ヵ月間の売上高等は、最近1ヵ月の実績＋その後2ヵ月の見込みを含む3ヵ月でも取扱可能です。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。この制度を利用できない主な例は6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 取扱開始日

平成23年5月23日(月)より取扱開始

3. 融資限度額 及び 融資条件

(1) 融資限度額 (注-5) 2億円 (うち、無担保原則 8,000万円)

(注-5) この融資は信用保証付きですので、府信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、府信用保証協会にお問い合わせください。

(2) 融資条件

資金用途	融資利率(注-7)	融資期間	返済方法(注-7)	信用保証料率(注-8)
運 転	金融機関所定	10年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：24ヵ月以内	年0.8%
設 備 (注-6)				

(注-6) 設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。

(注-7) 融資利率は、申込時に金融機関にご確認ください。据置期間中は利息のみの返済となります。

(注-8) 次のいずれかに該当する場合、協会の定める料率から0.1%を割引します。

決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社
「中小企業の会計に関する指針」に準拠して会計書類(決算書)を作成されている株式会社、
特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社および士業法人

この場合、申込者の財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士の署名・押印のある確認書面の提出が必要です。なお、確認書面が不適切な内容であった場合には、割引適用が認められません。確認書類については、公認会計士または税理士にご相談ください。

(3) 担 保 有担保の申込みの場合には、不動産(注-9)、有価証券等の確実な担保が必要です。

(注-9) 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので、詳しくは府信用保証協会にご相談ください。

(4) 連帯保証人 次のとおり必要です。(注-10)

	個 人	法 人	組 合
連 帯 保 証 人	原則として、不要	原則として、 法人代表者のみ必要	原則として、 代表理事のみ必要

(注-10) 実質的な経営権を持つ方は連帯保証人になっていただきます。
なお、次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・ 事業承継予定者
- ・ 同一事業に従事している配偶者
- ・ 営業許可名義人
- ・ 組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等

() 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。

4. 融資申込に必要な書類

大阪府所定の「融資申込書（信用保証委託申込書）」および次の書類が必要です。

なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。（注 - 11）

添付書類		確認欄
(1)	信用保証委託契約書（注 - 12）	1
(2)	申込人（企業）概要	1
(3)	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1
(4)	保証人等明細	1
(5)	「保証協会団信」加入意思確認書	1
(6)	同意書（当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要）（注 - 13） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）	各1
(7) 法人の場合：	法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書 （発行後3ヵ月以内のもの） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
	決算書および附属明細書（写） 決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
	税務署受付印のある確定申告書（写）【別表1、4、5など】 申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
(8) 個人の場合：	税務署受付印のある確定申告書（写） 2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
(9) 印鑑証明書 （発行後3ヵ月以内のもの）	申込人	1
	連帯保証人（法人代表者）等（注 - 13）	(1)
(10)	納税証明書等（注 - 14）（注 - 15）	1
(11)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1～3号の規定に基づく認定書 各市町村の金融担当課で認定申請を行ってください。	1
(12)	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3ヵ月以内のもの）	(1)
(13)	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書	(1)
(14)	設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等	該当するもの各1通
(15)	別に定める風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食店業者のみ）	
(16)	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）	
(17)	個人事業者で初回申込（完済後の初回申込を含む。）の場合は住民票抄本 （前住所が確認できるもの・本人分のみで可・本籍地の記載は不要） （発行後3ヵ月以内のもの） （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	
(18)	申込人および連帯保証人が外国人の場合、在留資格の確認ができる登録原票記載事項証明書等（発行後3ヵ月以内のもの）ただし、在留資格が永住者の場合、初回申込（完済後の初回申込を含む。）の場合のみ必要。	
(19)	申込人が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書	
(20)	その他、必要と認められる書類	

- (注 - 11) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。
また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注 - 12) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。
- (注 - 13) 申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。
- (注 - 14) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。

注意：平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用と金融機関用の2種類があり、ともに申込人・連帯保証人毎に添付が必要です。）の添付がない場合は、申込受付ができません。

(注 - 15) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

納税証明書等	
1. 事業税 (注 - 16)	
2. 所得税 (その1またはその3)	
3. 法人税 (その1またはその3)	
4. 府・市町村民税 (所得割または均等割) (注 - 17)	
5. 法人府民税 (法人税割または均等割)	
6. 法人市町村民税 (法人税割または均等割)	
のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。	
なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。	
・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)	
新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書が必要です。	
1. 所得税 (その3)	2. 消費税 (その3)
のいずれかの納税証明書1通	

(注 - 16) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

(注 - 17) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。

5. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合、領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、取扱金融機関または府信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

6. 取扱金融機関

都市銀行	みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそな
地方銀行	阿波、池田泉州、伊予、愛媛、香川、関西アーバン、紀陽、京都、近畿大阪、高知、滋賀、四国、第三、大正、但馬、徳島、トマト、富山第一、名古屋、南都、百十四、福井、福邦、北陸、北國、みなと
信託銀行	中央三井
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪市、大阪商工、大阪東、きのくに、京都、京都中央、十三、摂津水都、大福、枚方
信用組合	大阪協栄、大阪貯蓄、近畿産業、成協、大同、のぞみ、ミレ
政府系	商工組合中央金庫
その他	新生

7. 市町村認定窓口、申込窓口 および 相談窓口

市町村認定窓口：市町村中小企業金融担当課

(平成23年5月時点)

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
大阪市	金融担当	06-6264-9844	羽曳野市	産業振興課	072-958-1111
能勢町	地域振興課	072-734-3976	藤井寺市	経済観光課	072-939-1111
豊能町	農林商工課	072-739-3424	大阪狭山市	農政商工グループ	072-366-0011
箕面市	商工観光課	072-724-6727	富田林市	商工観光課	0721-25-1000
池田市	地域活性課	072-754-6241	太子町	地域整備室	0721-98-5521
豊中市	地域経済課	06-6858-2189	河南町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500
茨木市	商工労政課	072-620-1620	千早赤阪村	地域振興課	0721-72-0081
高槻市	商工観光課	072-674-7411	河内長野市	商工観光課	0721-53-1111
島本町	環境・産業課	075-962-2846	堺市	(財)堺市産業振興センター	072-255-8484
吹田市	産業にぎわい創造室	06-6384-1356	高石市	経済課	072-265-1001
摂津市	産業振興課	06-6383-1362	和泉市	商工労働室 商工観光担当	0725-41-1551
枚方市	産業振興課	050-7102-3208	泉大津市	産業政策課	0725-33-1131
寝屋川市	産業振興室	072-828-0751	忠岡町	産業振興課	0725-22-1122
交野市	みんなの活力課	072-892-0121	岸和田市	産業政策課	072-423-9485
守口市	産業労働課	06-6992-1490	貝塚市	商工観光課	072-433-7052
門真市	産業振興課	06-6902-5966	熊取町	にぎわい創造課	072-452-6085
四條畷市	産業労働観光課	072-877-2121	泉佐野市	商工労働観光課	072-463-1212
大東市	産業労働課	072-870-4013	田尻町	産業振興課	072-466-5008
東大阪市	経済総務課分室	06-6748-7275	泉南市	商工労働観光課	072-483-8191
八尾市	産業政策課	072-924-3845	阪南市	商工労働観光課	072-471-5678
柏原市	産業振興課	072-972-1554	岬町	産業振興課	072-492-2749
松原市	産業振興課	072-334-1550			

申込窓口：各取扱金融機関 (注 - 18)

(注 - 18) 申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。

融資に関する相談窓口

大阪府 商工労働部 金融支援課 (制度融資グループ)
06-6210-9508

大阪府中小企業信用保証協会

本店	06-6244-7777	堺支店	072-223-3011
東大阪支店	06-6781-9511	門真支店	06-6906-2511
千里支店	06-6835-3005		



制度融資および府保証協会に関するご意見等については府金融支援課 (制度融資グループ) までご連絡ください。

TEL : 06-6210-9508

FAX : 06-6210-9510

制度をご利用いただけない主な例

・業種について

農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合

・信用保証協会との取引について

原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と府信用保証協会が判断した場合を含む）
原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と府信用保証協会が判断した場合を含む）
前回保証資金が、合理的理由なく資金の用途目的以外に流用されていた場合
直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると府信用保証協会が判断した場合
原則として、他の信用保証協会が特別小口保証（ ）を受けている場合
（ 特別小口保証とは、国が定める特別小口保険を付保した保証制度のことをいいます）

・金融取引等について

銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

・財務内容等について

税金を滞納し、完納の見通しがたないと府信用保証協会が判断した場合
借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
高利借入を利用して、早期解消が見込めないと府信用保証協会が判断した場合
業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると府信用保証協会が判断した場合
粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと府信用保証協会が判断した場合

・その他

許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると府信用保証協会が認めた場合を除く）
事業実態が把握できないと府信用保証協会が判断した場合
法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
申込書類等に虚偽の記載がある場合など、府信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規程により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと府信用保証協会が判断した場合
申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
暴力的不法行為者および反社会的勢力と府信用保証協会が判断した場合
その他公序良俗に反する等、府信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

このご案内は、東日本大震災対策資金の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問合わせください。

申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。

（各取扱金融機関からご連絡します。）

融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。

融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。

このような代行業者は、大阪府および大阪府中小企業信用保証協会とは全く関係ありません。

申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。

なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。

融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。

ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。